

「気象警報・非常変災等」への対応について

【対応の原則】以下に従って各個人で判断する。すべての警報で同じ対応とする。

1 「気象警報」発表の場合

- (1) 本巣市に警報が発表された場合は、原則として次のとおりとする。
- ア 始業時刻の2時間前（午前6時30分）までに警報が解除された場合……通常授業
 - イ 始業時刻の2時間前（午前6時30分）から午前11時までに警報が解除された場合……
警報の解除後、2時間を経てから授業開始
 - ウ 午前11時のときに警報が解除されていない場合……当日の授業中止（家庭学習）
- *ただし「イ」については、通学する道路などに危険のある場合、公共交通機関が止まっている場合、自宅の被害が著しい場合は登校に及ばない（「出席停止扱い」になる）。この場合は、現在の状況を学校へ連絡し、指示を受ける。（ 代表 058-324-1201）
- (2) 自宅周辺地域や通学経路等に警報が発表されている場合は、(1)に準ずるものとする。
- (3) 授業開始後、警報の発表が予測される場合には、授業を切上げ、一斉下校とする場合がある。
- (4) 休日の部活動についても(1)に準ずるものとし、警報解除後の活動については、部顧問より連絡する。

2 「地震発生」の場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機とし、学校からの指示を待つ。

3 授業開始後の対応

気象警報・非常変災等	帰宅・引き渡し基準（生徒への対応）
・警報発表 暴風、大雨、洪水、大雪、その他	猶予時間（リードタイム）が見込めるとき、公共交通機関の運行状況や帰宅経路の気象状況が安全であると確認できる場合は、校長の判断により帰宅させる。
・特別警報発表 ・猶予時間（リードタイム）が見込めない ・1時間雨量が20mm以上となる地域の出現が見込まれる	原則として、学校待機とする。
・地震発生（震度5弱以上）	保護者への引き渡しまで、学校待機とする。
・その他の二次災害発生 河川氾濫、建物倒壊による通学路の危険など	帰宅・引き渡しなどに安全確保が困難な場合は、校長の判断により学校待機とする。